

Client Alert

16 January 2018

改正点の概要

1. 商業賄賂の定義
2. 使用者責任
3. 制裁
4. 調査権の拡大

今後の実務対応

中国不正競争防止法の改正

中国不正競争防止法について、1993年以来初めての改正作業が進んでいたところ、2017年11月4日、全国人民代表大会常務委員会は、改正中国不正競争防止法（以下、「本件改正法」）を最終採択しました。本件改正法は、2018年1月1日より効力を発生しており、中国現地における反贈収賄コンプライアンスにも既に影響を与えています。本ニュースレターでは、本件改正法の概要をお伝えするとともに、今後の実務対応について説明します。

改正点の概要

今回の改正法における重要な改正点の概要は、以下のとおりです。

- ① 本件改正法により商業賄賂の定義が改訂されました。商業賄賂禁止の違反要件の一つである「賄賂の目的」は、従来は「商品の販売又は購入目的」に限定されていたところ、本件改正法により「事業上の機会又は競争上の優位性を追求する目的」に拡大されました。また、賄賂の収賄者となり得る者が明確に定義され、当該収賄者に、取引の相手方より委託を受けている第三者も含まれることとなりました。
- ② 使用者責任が明記され、被使用者の商業賄賂行為は、使用者の行為とみなされることが明らかにされました。
- ③ 違反に対する行政罰としての罰金額の範囲は、従来の1万人民元以上20万人民元以下から、本改正法において、10万人民元以上300万人民元以下まで上がり、違法収益の没収とともに、違反が重大であるとみなされる場合には違反者の営業許可の取消しが制裁として認められることになりました。
- ④ 国家工商行政管理局の調査権限が明記され、銀行口座の照会権限のみならず、現金や財物の差押・留置権限も与えられることになりました。

以上の重要な改正点について、以下、より詳しく説明いたします。

1. 商業賄賂の定義

従来、中国不正競争防止法上は、商業賄賂の定義を規定しておらず、同定義は、国家工商行政管理局による「商業賄賂行為禁止の暫定規定」（以下、「暫定規定」）において触れられているのみでした。また、暫定規定において、商業賄賂禁止の違反要件の一つである「賄賂の目的」は、商品の販売又は購入を目的とする場合に限定されていました。しかし、本件改正法7条は、新たに、以下の形で商業賄賂を定義しています。

- ・ 事業者は、事業上の機会又は競争上の優位性を追求する目的で、金銭、財物その他の手段によって、以下の者に対して贈賄してはならない。
 - 取引の相手方の従業員
 - 取引の相手方から業務の委託を受けた単位（法人等団体）又は個人

- 取引に影響を与えるため、権力又は影響力を行使することのできる、その他の単位（法人等団体）又は個人

商業賄賂の定義のうち、違反要件の一つである賄賂の目的は、本件改正法において「事業上の機会又は競争上の優位性を追求する目的」と規定され、従来の「商品の販売又は購入する目的」と比較して禁止される商業賄賂の適法範囲が拡大されることとなりました。また、取引の相手方から業務の委託を受けた法人等団体又は個人（いわゆる第三者）が、収賄者となり得る者として明確に列挙されています。

一方、取引の相手方そのものは、収賄者となり得る者として明確に列挙されておりません。この点について、国家工商行政管理局の見解は、取引の相手方は、事実上「取引の相手方から業務の委託を受けた単位（法人等団体）又は個人」とみなされるとしています¹。すなわち、例えば、学校が納入業者から制服を購入する際に、納入業者が学校に対して贈賄を行った場合、当該制服について生徒が事実上の購入者であり、学校は生徒から購入を委託された者に該当する以上、学校は贈賄の受領者に該当するとされています。また、国家工商行政管理局は、同局の地方事務局に対して、積極的に本件改正法を運用し、特に商業賄賂の違反調査を進めるよう要請する通知を出しています²。従って、中国現地における反贈収賄コンプライアンスの観点からは、たとえ取引の相手方に対してであっても、何らかの金銭、財物等を提供する場合には、より一層の注意を払う必要があります。

2. 使用者責任

本件改正法 7 条は、従来から暫定規定において規定されていた使用者責任について明記し、被使用者の商業賄賂行為は、使用者の行為とみなされるとしています。その一方で、本件改正法は、事業者たる使用者が被使用者の贈賄行為が事業上の機会又は競争上の優位性を追求するための努力にかかわるものではないことを立証した場合には、当該被使用者の贈賄行為について使用者の行為とはみなされないとしています。

さらに、国家工商行政管理局の見解では、①適切なコンプライアンス方針と対策について導入しており、②被使用者の活動を監督かつ統制する効果的な方策を実施しており、③公の形にも、偽装した形にも、従業員の贈賄行為を見逃していることはないことを立証した場合には、使用者責任に対する有効な抗弁として機能し得るとされています³。

なお、本件改正法 25 条は、違反者が、積極的に違法行為に基づく有害な結果が生じることを防ぎ又は緩和させた場合には、より軽い又は軽減された行政罰に服するとしています。また、違法行為が軽微な違反であると考えられる場合であってかつ有害な結果が生じることなく適切なタイミングで是正されている場合には、行政罰そのものが科されない可能性があるとしています。

3. 制裁

違反に対する行政罰としての罰金額の範囲は、従来の 1 万人民币元以上 20 万人民币元以下から、本改正法 19 条において、10 万人民币元以上 300 万人民币元以下まで大幅に増額され、また、違法収益の没収の他、当局は、重大違反の場合には、営業許可を取り消す権限も有することとなりました。

¹ http://www.saic.gov.cn/zw/zcfg/jd/201711/t20171109_270236.html

² http://www.gov.cn/xinwen/2017-11/09/content_5238241.htm

³ http://www.saic.gov.cn/zw/zcfg/jd/201711/t20171109_270236.html

本クライアントアラートに関するお問い合わせ先



西垣 建剛
パートナー
03 6271 9473
kengo.nishigaki@bakermckenzie.com



吉田 武史
シニア・アソシエイト
03 6271 9723
takeshi.yoshida@bakermckenzie.com

www.bakermckenzie.co.jp

ベーカー&マッケンジー
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720

本件改正法とあわせて、国家工商行政管理局が2014年に発表した「行政罰の公表に関する暫定規定」では、不正競争防止法違反は、登記されかつ公表されるとされており、違反者の信用記録、レピュテーション、及び将来における政府間契約への参加に重大な影響を与え得ることになります。

なお、本件改正法において、賄賂の收受者に対する制裁は規定されておられません。その他の中華人民共和国法によって罰せられる可能性があることは留意する必要があります。

4. 調査権の拡大

改正前の中国不正競争防止法において、国家工商行政管理局は、違反に関わる現金及び財物の差押え又は留置権限が与えられておらず、強制措置をとる上では、地域的規定を根拠とする必要がありました。しかしながら、2012年中国行政強制法の発効以来、地域的規定では不正競争活動の調査のため強制措置を認めることができなくなり、贈賄活動の調査にとって支障となっていました。

本件改正法13条は、上記状況を是正するためのものであり、国家工商行政管理局に対して現金及び財物を差押え・留置する権限を認めたものです。また、国家工商行政管理局は、不正競争活動に従事しているとされる事業者の銀行口座について照会をかける権限も付与されました。なお、こうした権限の行使には、地方政府レベルにおける監督及び検査当局からの承諾が必要とされています。本件改正法の結果として、将来的に国家工商行政管理局による、事前通知なしの立入調査は増加するものと予想されます。

今後の実務対応

以上の重要な改正点を踏まえ、今後の実務対応として、以下の対応が考えられます。

- ① まず、中国現地子会社等の反贈賄コンプライアンス規程の内容が、商業賄賂の定義など本件改正法の内容に矛盾していないか、齟齬がないかを確認し、矛盾・齟齬がある場合には、これを改訂する必要があります。
- ② また、第三者取引における贈賄について、本件改正法では特に強調される結果となっているところ、中国現地子会社等の反贈賄コンプライアンスについても、第三者取引における反贈賄について特に統制をかけるコンプライアンス制度が採用されているか確認し、第三者取引に対する統制が不十分である場合には、これを強化する制度を新たに導入する必要があります。
- ③ 万一、中国現地従業員において贈賄行為があったとしても、会社としての中国不正競争防止法上の責任を回避する上では、①適切なコンプライアンス方針と対策について導入しており、②被使用者の活動を監督かつ統制する効果的な方策を実施しており、③公の形にも、偽装した形にも、従業員の贈賄行為を見逃していることはないこと、をいつでも立証できるかという観点から、現在導入されている反贈賄コンプライアンス制度を見直しし、不足があればこれを補う必要があります。
- ④ 将来的には、国家工商行政管理局による事前通知なしの立ち入り検査が増加するとの予想される以上、中国現地子会社等における贈賄事件の立ち入り検査対応についても、事前に準備しておくことが望ましいと言えます。

©2018 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィス指します。